

欧州特許庁拡大審判部、植物及び動物の特許性についての質問に対する意見を公表

2020年5月15日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）拡大審判部は、2020年5月14日、EPO長官から付託された植物及び動物の特許性についての質問に対する意見（G3/19）を公表し、これを受けて、EPOは本件に関するニュースリリースを公表した。

EPO拡大審判部の公表によれば、欧州特許条約（EPC）第53条(b)の下での特許性の例外に動的な解釈を適用し、植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法の非特許性は、専ら本質的に生物学的な方法によって得られる植物又は動物にも拡張され、本質的に生物学的な方法によって得られる植物及び動物は特許性がない旨結論づけた、としている。

EPC第53条(b)の下では、欧州特許は、植物及び動物の品種又は植物又は動物の生産の本質的に生物学的な方法については付与されない、とされている。そして、欧州特許機構管理理事会の決定により導入され、2017年7月1日に発効したEPC規則28(2)では、欧州特許は、専ら本質的に生物学的な方法によって得られる植物又は動物には付与されない、と規定されている。

2015年、拡大審判部は、適用可能な法的枠組みの範囲内で、すなわち、EPC規則28(2)が導入される前、審決G2/12及びG2/13において、EPC第53条(b)の下での植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法の非特許性を、専ら本質的に生物学的な方法により得られる物（products）には拡張しない旨結論付けていた。

2018年、技術審判部は、審決T1063/18において、新たなEPC規則28(2)は、EPC第53条(b)の解釈に影響を与えず、拡大審判部の先の審決G2/12及びG2/13に従う、としていた。

2019年、EPO長官は、審決G2/12及びG2/13の後に生じた法的及びその他の整備、とりわけ、新たなEPC規則28(2)の観点からの、EPC第53条(b)の解釈について、EPC第112条(1)(b)に基づき拡大審判部にその問題を付託していた。

拡大審判部の意見によれば、拡大審判部は、規定の意味するところは時間の経過とともに変化または進展するものであるから、法規定に与えられる解釈は決して、もはや変えることのできないもの（carved in stone）、として捉えることはできず、審決G2/12及びG2/13は、EPC第53条(b)の意味を最終的に決定づけたものではない、としている。そして、EPC規則28(2)を導入した管理理事会の決定、この規定の準備作業、その採択の環境や、EPC締約国

の法整備を考慮して、拡大審判部は、新たなEPC規則28(2)が、EPC第53条(b)の動的な解釈を許容し、現に必要とした、と結論付けている。

この動的な解釈を適用することで、拡大審判部は、審決G2/12及びG2/13でのEPC第53条(b)の先の解釈を破棄し、EPC規則28(2)の導入後は、EPC第53条(b)は、クレームされた物が専ら本質的に生物学的な方法によって得られるものであるか又はクレームされた方法の特徴が本質的に生物学的な方法を定義するものである場合、植物、植物材料又は動物は特許性から除外されると解釈される、とした。

法的安定性を確保し、特許権者や出願人の正当な利益を保護するため、拡大審判部は、意見G3/19で与えられたEPC第53条(b)の新たな解釈は、2017年7月1日より前に付与されたそのようなクレームを含む欧州特許又は同日より前に出願されたそのようなクレームの保護を求める係属中の欧州特許出願には遡及しない、としている。

また、EPOの上記ニュースリリースによれば、EPOは、拡大審判部の当該意見中の明確化に沿って行動し、利害関係者との緊密なコンサルテーションにより審査実務にそれらを実装し、また、当該付託の係属中停止されていた審査及び異議手続は徐々に再開される、としている。

【参考】

EPC第53条 特許性の例外

欧州特許は、次のものについては、付与されない。

- (a) (略)
- (b) 植物及び動物の品種又は植物又は動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、この規定は、微生物学的方法又は微生物学的方法による生産物については、適用しない。
- (c) (略)

EPC第112条 拡大審判部の審決又は意見

- (1) 法律の一樣の適用を確保するために、又は重要な法律問題が生じた場合は、
 - (a) (略)
 - (b) 欧州特許庁長官は、2の審判部が法律問題について異なる決定をした場合は、拡大審判部にその問題を付託することができる。
- (2) (略)
- (3) (略)

EPC規則28 特許性の例外

(1) (略)

(2) 第53条(b)に基づき、欧州特許は、専ら本質的に生物学的な方法によって得られる植物又は動物には付与されない。(2) Under Article 53(b), European patents shall not be granted in respect of plants or animals exclusively obtained by means of an essentially biological process.)

－ 欧州特許庁のニュースリリース等は、以下参照 －

[Press Communiqué of 14 May 2020 concerning opinion G 3/19 of the Enlarged Board of Appeal](#)
[Enlarged BoA issues opinion on EPO President’s referral on plant and animal patentability exception](#)

－ 拡大審判部の意見本文は、以下参照 －

[G3/19](#)

－ 本質的に生物学的な方法によって得られる植物又は動物に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- [欧州特許庁、植物の特許性に関する審決を公表 \(2019年2月14日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、植物及び動物関連特許の実務を明確化 \(2017年6月29日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁、バイオ技術関連案件の手続を停止 \(2016年12月13日\) \(PDF\)](#)
- [欧州委員会、欧州連合 \(EU\) バイオ指令の解釈に関する通知を公表 \(2016年11月10日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁拡大審判部、ブロッコリ事件及びトマト事件について審決 \(2015年4月1日\) \(PDF\)](#)

(以上)